生復帰にむ 37

多様性の保全と野生生物を 保護する法律について

がありました。 護官事務所の岩浅自然保護官より講義 養成講座において、環境省佐渡自然保 11月27日、市民環境大学トキガイド

)日本の野生生物を保護する目的で制 定された法律には次の4種がありま

会に情報を提供し警鐘を鳴らしていま ①絶滅のおそれのある野生動植物の種 「レッドリスト」の作成により広く社 の保存に関する法律

ています。 され、保護増殖事業計画により守られ トキは国内希少野生動植物種に指定

②鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関す

います。 て区域内では鳥獣の捕獲が禁止されて 小佐渡東部鳥獣保護区が拡大指定さ 許可を受けて実施する場合を除い

734ヘクタールは特別保護地区とし されています。 て指定され、一定の開発行為等が規制 さらに旧トキ保護センター周辺の

③特定外来生物による生態系等に係る

防除事業を実施しています。 搬・保管・輸入などを規制するほか、 れらの外来生物を指定し、 林水産業へ被害を及ぼしています。こ まれることにより人の生命・身体、農 ど近年、海外起源の外来生物が持ち込 養されたアライグマやカミツキガメな 入されたマングース、ペットとして飼 被害の防止に関する法律 ブラックバス、ハブの天敵として導 飼養・運

④遺伝子組換え生物等の使用等の規制 による生物の多様性の確保に関する

す。 等の規制に関する措置を実施していま するなど、遺伝子組換え生物等の使用 メダカなどにクラゲの遺伝子を導入

●生物多様性の「3つの危機」

絶滅、 が減少してきていること。 れてきた自然に対する人間の働きかけ ②里地里山など人為的に管理され守ら ①人間の活動や開発による種の減少. 生態系の破壊。

により外部から持ち込まれること。 ③外来生物の持ち込みや農薬の使用な ど、存在しなかった生物や物質が人間

> に資することを目的として制定されま ることを通じて、国民生活の安定向上 よび農林水産業の健全な発展に寄与す いること)の確保、生活環境の保全お 性(いろいろな種類の生物が存在して このような背景から法律は生物多様

危害が問題となっています。 人里に出没するクマの人への

密になり、成長が妨げられることでエ 管理されなくなった里山では森林が

> す。 サを求めて人里へ下りたと考えられま サとなる木の実の量が少なくなり、エ

を再認識しました。 かつてのように里山を管理し、環境を 様性を保全し生きものと人とが共生す としていますが、失いつつある生物多 るためには、環境に対する理解や人が つくりあげる取組みが重要であること 法律は希少野生動植物の保護を目的

中国 のトキ2羽が佐渡に到着しました

羽が佐渡に到着しました。 11 月 <u>19</u> H 中国から贈られたトキ2

の表明が実現したものです。 温家宝首相がトキ2羽を日本へ贈ると 4月に行われた日中首脳会談で中国の 今回の中国からのトキ供与は、 今年

翌日20日に、 中国へ返還される13羽 が中国に

た。 向けて出 決めで、 発しまし 0) 日 取 中 ŋ 間

年に日本 2 0 0 0

ています。 奇数番目の子は中国に返すことにな

羽となりました。 えり、佐渡で飼育されているトキは 新しい2羽を迎え、13羽が中国にか



トキの写真 : 左がホワヤン (華陽) 、右が イーシュイ (溢水)

◆市役所 環境課 **63**−3113 トキ推進室

た業績られ